平成２１年（フ）第１５２４号
札幌市西区西野７条３丁目１―17　プラザM７号室、住民票上の住所札幌市手稲区富丘２条５丁目１番90号
破産者　中村　幸子
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第３５１号
函館市高松町575番地33、開始決定時の住所函館市陣川町98番地353
破産者　松居　順一
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２０年（フ）第２９８号
北海道釧路郡釧路町緑４丁目19番地
破産者　山本　勝三
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３１号
青森県西津軽郡深浦町大字広戸字家野上155番地４
破産者　大沢　秀男
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１５３号
静岡県伊豆市湯ケ島10番地の７
破産者　古見　忠三
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２９８号
静岡県浜松市中区向宿３丁目６番44号　山下ハイツへ号、前住所静岡県浜松市中区中島２丁目19番29号
破産者　石川真由実（旧姓小山）
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２９３号
京都市上京区元誓願寺通千本西入松屋町379番地　Ｙコーポ502号、破産手続開始決定時の住所京都市北区紫野下門前町61番地の２
破産者　中野　和子
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９４号
山口県防府市自由ケ丘３丁目９番９号
破産者　長瀬　至仁
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３号
福岡県久留米市荒木町白口2252番地７
破産者　牟田　健二
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１０４号
福岡県久留米市荒木町白口2252番地７
破産者　牟田　由美
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２０３号
長崎県長崎市西山本町12番51号
破産者　北島　靖彦
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３７号
長崎県長崎市南が丘町９番41号
破産者　横田　初好
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９０号
東京都豊島区上池袋２―28―２　いずみ荘102号室
破産者　髙濵　天平
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４８５号
熊本市水前寺５丁目５番16号
破産者　永田　理恵
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第６８号
熊本県鹿本郡植木町大字木留1289番地
破産者　木村　政弘
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第２７６号
大分県別府市古市町881番地の132
破産者　花木　豊治
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成１９年（フ）第６５０号
神奈川県小田原市飯田岡107番地の16　テラスハウス山崎Ａ号、破産手続開始決定時の住所神奈川県小田原市栢山274番地の15
破産者　北原　勝子
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第２３号
大分県佐伯市大字木立5614番地３
破産者　福元　光子
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第２８号
神奈川県秦野市堀川85番地の１スターズ301号
破産者　川村　道則
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部